

文教常任委員会

1 開 議 平成27年9月15日(火) 午前10時00分

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

日程第2 陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

日程第3 陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

文教常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	高木雄大	出席
委員	滝田一郎	出席
	篠崎博	出席
	引地達雄	出席
	中川雅之	出席
事務局	佐藤崇之	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいま出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 他市の状況について報告いたします。

まず、国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情について、の陳情が未提出の市ですが、宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市が未提出になっております。この陳情を採択した市については、小山市、栃木市、那須塩原市が採択をいたしました。不採択にした市については、真岡市、那須烏山市、佐野市、が不採択としました。また、継続審査にした市が、矢板市、さくら市になっております。なお、下野市については、委員会がこの前の災害の関係で延びまして、明日9月16日に審査をするということになっているようです。

以上であります。

（「これは9月議会に」と言う人あり）

○事務局（佐藤崇之君） 失礼しました。9月議会の状況になります。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思います。何かございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほど不採択になった真岡市、那須烏山市、また佐野市ということで、その3つはどのような理由をもっての不採択というのは余り情報的にわからないのか、その辺。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 済みません。理由については、各市に実際に調査をかけ、結果だけで調査用紙に回答をいただいておりますので、各市に電話をして担当者から委員会での審議内容を聞いたとかということではないものですから、申しわけありませんが理由までは調査していないのが現状です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、お諮りいたします。

陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情につきまして、採択することに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(高瀬重嗣君) 挙手全員であります。

よって、陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情については、採択することに決しました。

次に、意見書の作成をいたします。意見書案を配付させます。

(意見書案配付)

○委員長(高瀬重嗣君) 意見書案を事務局から朗読させます。

事務局。

○事務局(佐藤崇之君) 朗読いたします。

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書(案)。さまざまな課題を抱えた子供たちがふえていく中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は予算措置で小2の35人学級を実施いたしました。しかし、2013年度以降は35人学級の前進は3年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても、1959年に廃止されて以来、初めて自然減を上回る教職員定数の純減が2年連続で行われました。国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また定数増で教職員が子供と向き合う時間がふえて学校が落ちついてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。文部科学省は、1月27日に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について」を各都道府県教育長等に通知し、小規模校の統廃合を押しつけようとしています。国が本来行うべきは、教育の機会均等とその水準の維持向上です。子供の数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人学級を計画的に前進させていくことが可能です。子供たちが学ぶ権利と行き届いた教育を保障するためにも、35人以下学級などの教育条件設備こそ行うべきです。2月23日の衆議院予算委員会では、安倍首相は、小学校1年生、2年生では35人学級を実現をしているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたいと答弁いたしました。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母、教職員、地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進していますが、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を求めるのではなく、国が責任を持って35人以下学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが強く求められています。よって、以下の事項を実現するよう強く要請します。

1番、国の責任で小学校3年生以降の35人学級を計画的に前進させること。

2番、国が35人以下学級実現のため、標準法を改正して、教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、内容についての検討をお願いいたします。

中川委員。

○委員（中川雅之君） このタブレットの資料の中で、文章が変わったところ、上から9行目ですか、文部科学省が1月27日に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引……ではなくて、済みません、小規模校の統廃合を進める……その次の行ですね、「各都道府県教育長等に通知し、小規模校の統廃合を」、次、「押しつけようとしています」という部分は、このタブレットの資料だと、「進めようとしています」というふうな形で、文言が「押しつける」と「進める」というのの違いが出ているのですが、その辺は意図して変えたのかどうなのか、その辺どうでしょう。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 意見書案については、このように書いてありますので、全栃木教職員組合から提出されたものをそっくりそのまま意見書（案）としてパソコンで清書いたしましたので、陳情書と意見書では、文言を代えて提出されているということでございます。

（「陳情の理由とこの意見書は違っていた」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） はい、どうぞ。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 内容が違っていたということ。より強くという意味でその文言を変えたというふうな形なのか、済みませんが、どうなのかなという。

○委員長（高瀬重嗣君） 委員の皆様の意見はどうか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私の個人的な感覚としましては、これは議会として陳情、この6つの組織にするわけなので、陳情者の意思を書かないと、考え方を書かないとまずいのかなと。陳情者のものをそっくり抜くということに少し問題があるのかなというふうに感じているのですが、過去のこういった陳情案件では、事務局のほうでは陳情者のほうと、さっき採択したわけだから、それをそっくり受けるということが前提になるのか、ちょっとその辺のところは私理解できていませんが、私の個人的な感覚としては、やはり議会が主体的に出すわけだから、この分は議会の意思を書かないと、考え方を書かないとまずいのかなというふうに考えているのですが、その辺の考え方をお願いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 陳情につきましては、陳情の趣旨と理由を書いて議会に陳情書を提出していただいております。意見書については、このような意見、陳情に基づき、議会のほうから意見書を各関係機関に提出してくださいということで、陳情者側で陳情書につけてきている意見書はあくまで案でございますので、議会としての意思、考え方を意見として書いていいことになっております。よって、この案については議会として訂正することは可能であります。

○委員長（高瀬重嗣君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そのようなことであれば、この統廃合を押しつけようとしているのかどうかということ議論というか、今当然この運営をやっているわけですから、そこの修正も必要ではないかというふ

うに考えます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにご意見ありませんか。

この「押しつけよう」というのはちょっと強いかなど。この、押しつけているのかどうかというのは、やっぱり主観が入ってくる事なので、客観的な表現のほうが私はいいと思いますが、皆さんはどうでしょうか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） やはり押しつけるという文言だと、ちょっと、余りにもニュアンス的によろしくないような気がするので、できれば私は「進めよう」というふうな形に直して提出したほうがよろしいのではないかと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） この部分を「進めよう」ということに直すということに関しては、皆様異論ございませんか。押しつけるというのは、ちょっとやっぱりきついかなどと思いますので、よろしいですか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そこを進めようということなのか、押しつけようとしているのか、ちょっと私も勉強不足で、この手引というのを読んでいないので、何ともわからないのですけれども、もし無難にいくのであれば、この分そっくり削除しても問題はないのではないかという気もいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 削除するというのは、どこ……

○委員（滝田一郎君） この部分。ここの、例えば3行ぐらいを削除しても特段の問題はないのかななど。この手引の中を今時間的に考えても、中を検討するということに対すれば、あるいは事務局のほうで、ある程度この手引について内容を把握できていて、今説明ができるのであれば、入れた状態で文言の修正ということもあるのだと思いますけれども、ないとすれば、ここの部分削除でいいのかというふうに考えます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ここの部分というのは、「文部科学省が」から「維持向上です」までですか。

○委員（滝田一郎君） はい。

（「どこまで」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 3段落の「文部科学省は」から、その3行下の「教育の機会均等とその水準の維持向上です」までを抜く。

（「ここを削るんだ」「抜くとどういうふうになるか」「2行半ぐらい抜いたらどうなるんだろう、文脈はね。何か抜いても続きそうですけどね」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 抜いても通じますね。

（何事か言う人あり）

（「内容を把握できているんですから。どなたも把握できているんだったら、これは抜いちゃったほうが無難ですよ」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） この手引の具体的内容をちゃんと頭に入れてきているという話ですか。

(「入っていないんじゃないかなという話向きで。この手引を」と
言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 滝田委員。

○委員(滝田一郎君) 手引を私は勉強不足でやっていないのですよ。ほかの委員さんも手引を読んで、これは押しつけているのだから進めているのだから、あるいは別の意図なのだから、その辺を把握できていないという可能性があるとするれば、さっきからくどいようだけれども、この2行半を抜いても問題はないのではないかと、そういう意見です。

(「一旦、休憩していただいていいですか」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 暫時休憩ですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長(高瀬重嗣君) 再開いたします。

この意見書に関してご意見がある方。

中川委員。

○委員(中川雅之君) 今回のこの委員会で審査という形で、この陳情の内容に基づいてという形で一応審査して、それで意見書を提出するので、できましたら「進めよう」という文言のまま提出のほうがよいのではないかなと思います。

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、意見書の10行目なのですが、「小規模校の統廃合を進めようとしています」ということで修正いたします。

ほかの部分でご意見ございませんか。

滝田委員。

○委員(滝田一郎君) これはちょっと、ぱっと見ると、「適正化」と書いているのだけれども、統廃合を進めるという表現はあるのですか、これ、ちょっと見たところ。これを見ると、「適正化」という言葉が出てくるのだけれども、むしろ統廃合というのは、一部に学校規模を重視する余り、無理な学校統合をやられたことが昭和48年、地域住民の理解と協力を得て行えるよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合、小規模校を存置し充実するほうが望ましい場合もあることなどを通達していますときっちり書いてあるのですよね。詳しく見ていけば、この中身のいいところは、そういうことを書いてあっても、適正規模という中で実は統廃合を進めているのだというこの陳情者のことが本当はあるのかもしれないのだけれども。

○委員長(高瀬重嗣君) 請願、文面で判断していただけるとありがたいですが。

○委員(滝田一郎君) 文面だとそういうふうには書いてありますが。ここだけではすごく強い、四十何ページまでではわかるのだけれども、適正規模とは明確に書いてある。

○委員長(高瀬重嗣君) この内容について、いま一つ滝田委員のご趣旨がわからないのですが、わかりや

すく説明していただけますか。

○委員（滝田一郎君） 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」というのが27年1月19日に資料として明示されているのですね。設定日というのは、この資料としては27年〇〇月〇〇日、文部科学省というだけで、日付は入っていないので、この後に正式なものが、陳情者が持っているものとしてできている可能性はあるのですけれども、私の手元の今のこの資料の中では、トータルでこれは45ページあるのですけれども、その中の見出しの部分の中では、第1章の中では、適正な規模ということだけで、むしろ昭和48年に無理な統廃合があったので、地域住民の意見等を決めた上で進めるべきだということが冒頭書いてあるのですね。ただ、その後の、今度個別案件の中でそういったところが表現されていたり、あるいはこの案の後に正式な、文科省から都道府県に、この陳情者が言っているようなものが出ているとすれば、そういうものが入っている可能性はあるわけですが、そういう趣旨でよろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 先ほど事務局からいただいた資料では、1月27日付のこの手引の策定についてというのが、もう1月某日ではなくて、出ています。それ以前の資料をもってこれは参考にされても、こちらとしては何ともそれに対して、それを今調査をして判断するということはできないと思うのですが。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 済みません。会議をちょっと混乱させてしまったようなのですけれども、そういう判断で、さっきそういうことでいいということになっていますから、私もそれ以上のことは。今まで、過去のものというか、さっき訂正した部分で結構です。

○委員長（高瀬重嗣君） よろしいですか。

○委員（滝田一郎君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、ただいま作成しました意見書は、私を提出者として、出席委員全員の賛成者でいいですね。これは。よろしいですね。

（「いいです」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 出席委員全員を賛成者として議長に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

それでは、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書について、出席委員全員を賛成者として議長へ提出いたします。

それでは、議員案の署名をお願いいたします。

（「これは後でよろしいですか」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） はい、後ほどお願いします。

◎陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第2、陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情について、ですが、陳情書が提出されていない市が、先ほどの陳情と同じで、宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市の4市になります。採択した市が、栃木市のみです。不採択にした市は、佐野市、さくら市、那須烏山市です。継続審査になっていますのが、小山市、真岡市、矢板市になります。9月16日に常任委員会を開催する予定が、那須烏山市と下野市の2市になります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） この6号に関しては、先日所管事項調査も行われており、その時に意見がいろいろと出まして、皆様の考えは熟したのかなと思いますが、委員皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思います。何かございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今事務局のほうで、不採択のとき那須烏山市、佐野市、さくら市、那須烏山市で、9月16日も那須烏山市が入っていましたが間違えでは……

○委員長（高瀬重嗣君） そうですね。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 大変、失礼しました。明日、9月16日は下野市、那須塩原市になります。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○委員長（高瀬重嗣君） 意見ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、お諮りいたします。

陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情につきましては、不採決とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（高瀬重嗣君） 挙手全員であります。

よって、陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情については、不採決とすることに決しました。

◎陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第3、陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

○事務局（佐藤崇之君） 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情について、他市の状況を報告いたします。未提出の市は先ほどと同じです。不採択にした市については、佐野市、真岡市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、栃木市です。継続審査となっていますのが、小山市、矢板市になります。下野市については、9月16日に審査を予定しているということです。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思いますが、前回の委員会で出ました意見から、委員皆様の考えがあまり変わっていないようですが、何かございますか。

やはり、条件を付けて給付制奨学金を出していく考えで、「大卒で正規の職についても5割が3年で退職し、云々」という実態について、給付制奨学金の創設について何か新たな意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、審査を終わります。

それではお諮りいたします。

日程第3、陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情につきまして、不採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（高瀬重嗣君） 挙手全員であります。

よって、陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

◎意見書の発案について

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。

最後に、私のほうから。文教常任委員会で7月17日に所管事項調査をいたしました情緒障害短期治療施設那須こどもの家及び大田原市立金丸小学校、金田南中学校北金丸分校について調査した結果について正副委員長で協議をしまして、文教常任委員会として意見書を提出してはどうかということで、意見書の発案について委員の皆様と協議したいと思います。

まず、意見書案の内容を検討いただき、提出するかどうか採決をしたいと思いますので、意見書案を事務局に配付させます。

（意見書案配付）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見書案を事務局から朗読させます。

○事務局（佐藤崇之君） 朗読いたします。

情緒障害児が通学する学校設備の拡充を求める意見書（案）。

意見書の要旨。（那須こどもの家は、児童福祉法第43条の5項に基づき、2010年4月に情緒障害児短期治療施設として開設しました。この施設は、軽度の情緒障害のため情緒的支援を必要とする子供の健全育

成を図り、人としての生きるの力を育むことを、目的に社会福祉法人邦友会が運営しています。那須こども家は国際医療福祉大学と同じ敷地にあり、大学附属関連施設の医師等の援助を得て、子供たちの生活の安定や能力発達の取り組みをしています。那須こども家に入所している児童生徒が義務教育を保障する学校として、当敷地内に大田原市立金丸小学校北金丸分校及び大田原市立金田南中学校北金丸分校が併設されています。分校は医療機関との連携を図り、児童生徒一人ひとりの実態に即してきめ細やかな教育支援計画のもとで療育を行い、安心して学べる学習環境の中で自分らしさを見つけ、自立等に向かう児童の育成を図るとともに、前籍校への復帰を支援することを目標としています。そのような中、本市における北金丸分校の施設は、学校教育法と義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づいた基準を満たしておらず、児童生徒に対して教室が狭隘であり、教室数も小中学校合わせて3教室しかなく、児童生徒がパニックを起こすと自分の意志では感情がコントロールできず、他の児童生徒たちの学校生活に支障を来す状態となり、落ちついた教育環境を確保することができません。また、建設当時は、栃木県のこども政策課が県教育委員会と協議せずに社会福祉法人邦友会の施設建設を先行したため、学校施設の面積が241.33平方メートルという、情緒障害を教育する施設としては施設規模も不十分であり、理想とする教育環境には到底及ぶものではありません。よって、国、県において早期に学校設備の充実を行うよう、機関等に強く要望します。

意見書事項。

1、教室の新設。教室の3教室から4教室とし、1教室当たりの大きさも法律にのっとった教室とすること。

2、精神的な安定を図れる場所の確保、クールダウン室（自分の気持ちを落ち着かせる部屋）の新設をすること、保健室（養護教諭が配置されているが保健室がない）の新設をすること。プレールーム（子供たちが遊べる部屋）、ミニ体育館の新設をすること。

3、必要な学校教育が行える環境の整備。理科室、図書室、音楽室等の特別教室の新設をすること。

4、会議室の新設。保護者及び児童生徒との話し合いをする場として会議室の新設をすること。

5、グラウンドの確保。施設内に運動ができるグラウンドを整備すること。

栃木県大田原市議会議長藤田紀夫が、提出者になります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は、文部科学大臣、栃木県知事、栃木県教育委員会教育長宛てになります。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、内容についての検討をお願いいたします。

篠崎委員。

○委員（篠崎 博君） ちょっとつまらないことなのだけれども、4行目の「国際医療福祉大学と同じ敷地にあり」、敷地内、「内」という字を入れたらいいのではないかと。

（「そうですね」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 「敷地内にあり」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○委員（篠崎 博君） それ1点だけです。

○委員長（高瀬重嗣君） 滝田委員。

- 委員（滝田一郎君） これは異議はないのですけれども、意見書事項の、ちょっと読んだときは、「新設を」と読んでくれたのだけれども、修正にはないので、「を」を入れるか、「すること」を取るか、何か言葉を変ったらいいかと思います。
- 委員長（高瀬重嗣君） 4の会議室の新設のところは、だけ、「新設をすること」と「を」が入っているということですね。これと、あと……
- 委員（滝田一郎君） 2番の3項目と、3番の……
- 委員長（高瀬重嗣君） 「新設を」の「を」が入っていないということですね。
- 委員（滝田一郎君） 4番そうだね。5番だけが入っているだな。グラウンド整備すること。「グラウンドを整備すること」。5番だけ入っているのだから。1から4までが……
（「「を」が抜けていて……」と言う人あり）
- 委員（滝田一郎君） 4はいいのかい。
（「1、3、5番が「を」が抜けるんでしょう」と言う人あり）
- 委員（滝田一郎君） 1、3がないのかい。
- 委員長（高瀬重嗣君） 番号を言うと、全体のこの意見書事項の中で4だけが「新設をすること」の「を」が入っている。もしくは、その前の「の」のことですか。「クールダウン室の新設すること」の「の」、要するに「グラウンドの整備をすること」の「の」だ、どっちのほうですか。今の「新設を」の「を」ですか。
- 委員（滝田一郎君） そうそう、そう。読んでみると、1番はいいですよ。2番、クールダウン室の新設をすること……
- 委員長（高瀬重嗣君） 「を」を入れたほうがいい。
- 委員（滝田一郎君） 保健室の新設をすること。
- 委員長（高瀬重嗣君） 「クールダウン室の新設をすること」にするか、「クールダウン室を新設すること」にするかです。
- 委員（滝田一郎君） これは「の」を取ってしまうからね。だめだな。
- 委員長（高瀬重嗣君） 「の」を取ってしまうと……
- 委員（滝田一郎君） やっぱりだめだな。
- 委員長（高瀬重嗣君） だめですね。「クールダウン室を新設すること」にするか、「クールダウンの新設をすること」。
- 委員（滝田一郎君） 3番もそうですね。
（「その辺はまずちょっと一つ一つしましょう、とりあえず今の」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣君） それでは、ちょっと待ってください。
（「私は「を」要らないと思うんだね。このまま」「このまま」「うん。新設すること」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣君） でも、「クールダウン室の新設すること」だよ。ちょっと文章として、「クールダウン室の新設すること」では。「クールダウン室を」ならいいのですけれども、「を」にしないで「す

ること」か、「クールダウン室の新設をすること」か、どっちかにお願いしたいと思います。日本語としては、「保健室の新設すること」ではちょっと変ですよ。だから、「保健室を新設すること」もしくは「保健室の新設をすること」……

(「どっちかだね」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) どっちか。

(「委員長、では委員長の良い方でやってください」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、「クールダウン室を新設すること」にしましょうか。「の」を「を」に変えて。あとは大丈夫ですか。「グラウンドを整備すること」、「会議室の新設をすること」でよろしいでしょうか。

では、2の3つの「新設すること」の前を「を」に、それから3が……

(「これも「を」だね」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 「特別教室を新設すること」ですね。と直します。

(「4番もそうですね」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 4番は「会議室の新設をすること」。「会議室を新設すること」か。そうですね。

(「全てが、全部これは「を」にすれば」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 4番も、「会議室を新設すること」にしましょう。

(「そうすればみんな同じ表現になる」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ほかにご意見はありませんか。

中川委員。

○委員(中川雅之君) 提出先なのですけれども、これは文部科学大臣だけでよろしいですか。国のほうはほかには何か。

(「いいんじゃないの、これ、やっぱり教育関係」「内閣総理大臣とかね」「全部つけちゃう」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、ただいま作成した意見書は、私を提出者として出席委員全員を賛成者として議長に提出したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

それでは、情緒障害児が通学する学校設備の拡充を求める意見書について、委員長を提出者とし、出席委員全員を賛成者として議長へ提出いたします。

後ほど議員用の署名をお願いいたします。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣君) 1年間でありましたが、委員皆様のご協力をいただき、スムーズな委員会運営ができましたことを正副委員長ともども感謝申し上げます。本日の委員会を散会いたします。

午前10時46分 散会

